

## 令和6年10月農業委員会総会議事録

日 時 令和6年10月31日（木曜日） 議事開始 午前8時55分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

### 出席委員

【農業委員】 稲田 優 竹下 助範 山下 正成 森永 良仁  
新原 正次 岩屋 美智子 田中 雄策 増田 賢造  
前原 幸太郎 田上 みゆき

【推進委員】 津口 えりこ 坂元 清美 下原 小枝子 山野 真澄  
杉元 義男 中津 ゆみ子 土器 三紀夫 中津 富夫  
米倉 千春 山口 長徳 鶴田 幸一 園田 義保  
吐師 伸次郎 吉田 尚美 上村 ゆかり

### 欠席委員

【農地利用最適化推進委員】 宮田 吉人

### 事務局職員

事務局長 木原 俊一郎 事務局長補佐 川上 大輔  
農地調整係長 塩入 友之 農地調整係主査 大園 あけみ  
農地調整係主査 宮原 直子 農地調整係主査 田中 美千代  
農地調整係主任主事 馬越脇 浩

## 議

## 題

- 報告第 10号 農地等の合意解約について
- 報告第 11号 2アール未満の農地転用届について
- 報告第 12号 農地改良届について
- 議案第 35号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 36号 農用地利用集積計画について
- 議案第 37号 農用地利用集積等促進計画について
- 議案第 38号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 39号 非農地証明願いについて

<p>事務局長</p>	<p>ただいまから令和6年10月定例農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>ご起立ください。</p> <p>一同礼。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>初めに、会長より挨拶並びに会務報告をお願いいたします。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>（あいさつ並びに会務報告）</p> <p>ここで、増田委員から委員就任の挨拶をお願いいたします。</p>
<p>増田委員</p>	<p>（就任あいさつ）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>増田委員の議席番号は、10月1日にさかのぼって栗下前委員の議席番号8番とします。</p> <p>そして、小委員会については、えびの市農業委員会設置規程に基づき、10月1日から増田委員は、小委員会を第1小委員会から第3小委員会へ変更していただきます。</p> <p>さらに、第3小委員会構成員の互選により10月1日付で委員長を前原委員に、副委員長を田上委員に決定しましたので併せて報告いたします。</p> <p>また、10月15日から農地利用最適化推進委員2名の公募を開始しました。</p> <p>公募期間は、来月の11月15日までです。</p> <p>周知については市の掲示板の他、市のホームページ、10月22日発行の広報えびので掲載してあります。</p> <p>お問い合わせや相談等の参考にしてください。</p> <p>また、現時点でまだ希望者が1人もありませんので、皆さんの近辺でそういう適任者と思われるような方がおられましたら、ぜひ推薦をしていただきたいと思います。</p>

<p>事務局長 会長（議長）</p>	<p>以上で報告を終わります。 次に、委員の出席状況を報告いたします。 宮田委員から、本日の会議に欠席する旨の届け出がありましたので報告いたします。 よってただいまの出席者は、農業委員10名、農地利用最適化推進委員15名で定足数に達しております。 これより会議を開きます。 議事に入る前に、議事録署名委員に岩屋委員と前原委員を指名いたします。 それでは、ただいまから今月の議事に入ります。 報告第10号から報告第12号、並びに議案第30号から議案第39号までを議題とします。 事務局長に議案の朗読をお願いいたします。 （議案朗読）</p>
<p>事務局</p>	<p>ただいま議案の朗読が終わりました。 これより報告及び議案の審議に入ります。 まず報告第10号、農地等の合理解約について、事務局から説明をお願いいたします。 それでは、報告第10号、農地等の合意解約についてご説明いたします。 議案書1ページをお開きください。 今月の合意解約件数は22件です。 2ページに入ります。 令和6年10月分の合意解約一覧につきましては、ご覧の通りでございます。 今月の総会案件と関連がないものについてご説明いたします。 整理番号1番ですが、耕作者変更のため解約するものです。 次の3ページです。</p>

議長（会長）	<p>整理番号17番及び18番ですが、今後兄弟へ贈与する予定のため解約するものです。</p> <p>次、整理番号19番から22番までです。</p> <p>これは農地条件が悪いため解約するものです。</p> <p>以上ご報告いたします。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>質問はありませんか。</p> <p>（質問なし）</p>
議長（会長）	<p>質問がないようですので、次に報告第11号、2アール未満の農地転用届について事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>報告第11号、2アール未満の農地転用届についてご報告します。</p> <p>届け出件数は1件でございます。</p> <p>議案書5ページをお開きください。</p> <p>2アール未満の農地転用届につきましては、自己所有農地の2アール未満を農業用施設に転用する場合、許可不要となる基準に基づいて届け出がされたものであります。</p> <p>整理番号1番、場所は大字〇〇、田1筆、1,507平米のうち180平米です。</p> <p>立地基準につきましては、農地区分は農用地区域内農地、都市計画関係は区域外、農振区分は区域内農用地でございます。</p> <p>転用目的は、自己所有農地への進入路の拡幅のためです。</p> <p>以上ご報告します。</p>
議長（会長）	<p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、2アール未満の農地転用届について担当委員の増田委員より調査報告をいただきます。</p>
増田委員	<p>報告します。2アール未満の農地転用に届けについて説明します。</p> <p>届出人は、〇〇地区で〇〇と農業を営んでおられます。</p> <p>届出人は、耕作条件の悪い所有農地の改良工事に当たり、その農</p>

議長（会長）	<p>地への進入道路を大型農業機械が通行できるように、所有の水田の一部を農道敷地として整備するものであります。</p> <p>現在の農道の幅員を3メートル程度に拡幅されるそうです。</p> <p>報告第12号の農地の今後の耕作に必要な農道拡幅でありますし、周辺の営農にも問題ないと考えます。</p> <p>以上報告いたします。</p> <p>担当委員からの調査報告が終わりました。</p> <p>質問はありませんか。</p> <p>（質問なし）</p>
議長（会長）	<p>質問がないようですので、次に報告第12号、農地改良届についてを事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>報告第12号、農地改良届についてご報告します。</p> <p>届け出件数は1件でございます。</p> <p>議案書6ページをお開きください。</p> <p>整理番号1番、場所は大字〇〇、田3筆、1、419平米です。</p> <p>立地基準につきましては、農地区分は農用地区域内農地、都市計画区分は区域外、農振区分は区域内農用地でございます。</p> <p>農地改良の目的は、届け出農地が荒廃しており、農地として再利用するため、盛土及び表土改良するものです。</p> <p>以上ご報告します。</p>
議長（会長）	<p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、農地改良届について担当委員の増田委員より調査報告をしていただきます。</p>
増田委員	<p>農地改良届について説明いたします。</p> <p>これは、報告第11号に関連しております。</p> <p>この農地は周辺農地と比較してくぼ地だったため、耕作しにくい状況で遊休化しておりました。</p> <p>このたび、水田を周囲の高さ程度まで盛り土して、水田として利</p>

議長（会長）	<p>用するということでもあります。</p> <p>改良工事は自前で約2年にわたって施工されるそうです。</p> <p>盛り土には、周囲の土の切り崩しと残土の搬入により埋め立てていくということです。</p> <p>周囲の切り土する部分には、お兄さんの農地も含まれていますが、自身の農地も含め一体的に整備されます。</p> <p>条件不利な農地が、今後耕作条件が良くなることとなりますので、望ましいことだと思います。</p> <p>今回の施工に対しては、周囲の土地所有者にも説明していくとのことです。</p> <p>周辺の営農に問題はないと考えます。</p> <p>以上報告いたします。</p> <p>担当委員からの調査報告が終わりました。</p> <p>質問はありませんか。</p> <p>（質問なし）</p>
議長（会長）	<p>質問がないようですので、以上で報告を終わります。</p> <p>次に、議案第35号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。</p>
事務局	<p>事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>議案第35号、農地法3条の規定による許可申請についてご説明いたします。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>今月の許可申請件数は、所有権移転のみ5件となります。</p>
議長（会長）	<p>申請人の住所、氏名は省略し、申請内容については概略をご説明いたします。</p> <p>次の9ページになります。</p> <p>整理番号1番、田1筆、440平米の売買です。</p>
事務局	<p>価格は総額〇〇円です。</p>

	<p>整理番号2番、田1筆、685平米の売買です。  価格は総額〇〇円です。  次、整理番号3番、畑1筆、580平米の売買です。  価格は総額〇〇円です。  次の10ページになります。  整理番号4番、畑2筆、1,731平米の売買です。  価格は総額〇〇円です。  次、整理番号5番、次の11ページまでになります。  畑3筆、1,332平米の売買です。  価格は総額〇〇円です。  以上所有権移転5件です。  ご審議方よろしくお願ひします。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。  議案第35号について、各担当委員に現地確認等をしていただいております。</p>
<p>前原委員</p>	<p>土地の現地確認と申請人「受け人」の確認の状況について、各委員から報告をしていただきます。  まず、所有権移転、整理番号1番の土地及び申請人「受け人」の報告を前原委員にお願いいたします。  それでは、整理番号1番の農地についてご説明いたします。  農地の場所は、〇〇自治会で〇〇公民館の東側約300メートル付近のところにあります。  基盤整備はされておられません。  農地の形状は良い状態でした。  周辺は、田んぼと宅地に囲まれております。  日照は良く、接道は隣の畑が自己所有の畑ですので問題ないです。  用排水の状況も良好でした。  作付は何もされておられません。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>受け人についてご説明いたします。</p> <p>〇〇自治会に住んでおられ、専業で、渡し人との関係は他人でございます。</p> <p>後継者はありません。</p> <p>取得後は畑菜園として使いたいということでした。</p> <p>畦畔の管理も良く、地域との調和も良く協力されております。</p> <p>特に問題はありませんでした。</p> <p>以上報告を終わります。</p> <p>次に、所有権移転、整理番号2番の土地の報告を下原委員に、申請人「受け人」の報告を田上委員にお願いします。</p>
<p>下原委員</p>	<p>まずは、土地の報告を下原委員にお願いいたします。</p> <p>整理番号2番の農地1筆についてご報告します。</p> <p>申請地は、〇〇自治会内にあります。</p> <p>〇〇の南側にある水田で、山林と水田に囲まれています。</p> <p>基盤整備はされてなく、形状も悪く三角形です。</p> <p>日照、接道、用排水は問題ありません。</p> <p>現在は飼料稲が植えてあります。</p> <p>以上報告いたします。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、所有権移転、整理番号2番の申請人「受け人」の報告を田上委員にお願いいたします。</p> <p>整理番号2番の受け人の状況について報告いたします。</p>
<p>田上委員</p>	<p>受け人の営農状況は兼業農家です。</p> <p>会社勤めをしながら、水稻及び露地で落花生を作付しているそうです。</p> <p>地域との調和については、所有農地はきちんと管理されており、問題ないと判断いたします。</p> <p>皆様のご審議方お願いいたします。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、所有権移転、整理番号3番の土地の報告を中津ゆみ子委員</p>

<p>中津ゆみ子委員</p>	<p>に、申請人「受け人」の報告を山口委員にお願いいたします。  まず、土地の報告を中津ゆみ子委員にお願いいたします。  整理番号3番の農地計1筆について報告します。  申請農地は、〇〇自治会内にあります。  基盤整備済みで、周辺一帯は〇〇です。  日照、接道、用排水は良好です。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>以上報告します。  次に、整理番号3番の申請人「受け人」の報告を山口委員にお願いいたします。</p>
<p>山口委員</p>	<p>整理番号3番について報告いたします。  〇〇〇〇さんが不在でございまして、11月の末に〇〇から帰ってくるということでございます。  そこで、後継者となっております〇〇〇〇さんにお聞きしましたので、よろしくお願ひします。  〇〇の〇〇に、7月23日水曜日に行きました。  営農状況は〇〇〇〇を経営しておられます。  地域との調和について申し上げますが、受け人の〇〇〇〇さんにお聞きしましたが、受け人の営農状況は〇〇〇〇を営農しておられます。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>受け人は専業農家で後継者もおります。  所有農地6ヘクタールの管理も行き届いており、問題ないと判断いたします。  皆様方のご判断をよろしくお願ひします。  次に、所有権移転、整理番号4番の土地を新原委員に、それから申請人「受け人」報告を田中委員にお願いいたします。</p>
<p>新原委員</p>	<p>まずは、土地の報告を新原委員にお願いいたします。  整理番号4番の農地2筆について報告いたします。  申請農地は、〇〇自治会内にあります。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>〇〇側と〇〇側の合流地点から上流4キロの左岸の奥に位置します。</p> <p>基盤整理はしてありません。</p> <p>農地の形状は三角形で、農地周辺の南側は高土手で、東は水田が広がっていますが、西と北は竹林が迫っていて日照は不良です。</p> <p>接道は良好ですが、用排水は不良です。</p> <p>現在は雑草が生えていて、何も作付してありませんでした。</p> <p>皆様方の審議方よろしく願いいたします。</p> <p>次に、整理番号4番の申請人「受け人」の報告を田中委員にお願いいたします。</p>
<p>田中委員</p>	<p>所有権移転、整理番号4番について報告いたします。</p> <p>10月28日の朝、受け人宅を訪問しました。</p> <p>本人は土建業を営んでいらっしゃる会社の社長さんです。</p> <p>受け人は1年前に譲渡人から土地を買ってくださるとの依頼があり、困っていたようであったので買い受けたそうです。</p> <p>土地代は、お互いの納得の上で決めて今に至っている状態です。</p> <p>報告を終わりますけど、皆様のご審議の方をよろしく願います。</p>
<p>議長（会長）</p> <p>坂元委員</p>	<p>次に、所有権移転、整理番号5番の土地及び申請人「受け人」の報告を坂元委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、整理番号5番について報告いたします。</p> <p>申請農地は、〇〇自治会内にあります。</p> <p>基盤整備はされてありません。</p> <p>農地の形状はL字型で、日照、接道、用排水ともに良好です。</p> <p>周辺一帯は、東側が山林で、あとは宅地です。</p> <p>作付状況としましては、現在柿と栗が植栽されています。</p> <p>受け人は、今回県外の会社を退職され、空き家バンクを利用してえびの市に移住をし、営農されます。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>受け人と渡し人との関係は他人です。  後継者はおられます。  取得後は栗の木をもう数本増やして、あとは露地野菜を栽培する  とのことです。  畦畔の管理も良好で、隣に住む渡し人の親族の方に営農の手順等  を教えてもらっているとのことでした。  地域との調和も問題ないと判断いたします。  皆様のご審議方よろしく願いいたします。  各委員からの調査報告が終わりました。  続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは事務局からの判断根拠を申し上げます。  今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から  第5号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題  ございませんでした。  農地法第3条第2項第6号につきましては、委員の皆様から事前  調査の報告がありました通り地域との調和要件など問題はないと  いうことでございます。  したがいまして、計5件につきましては農地法第3条第2項各号  に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。  以上ご報告いたします。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>これより議案第35号の審議に入ります。  各委員の質疑を求めます。  質疑はありませんか。  （質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  お諮りいたします。  議案第30号は原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求  めます。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>（全員挙手） 全員賛成と認めます。 よってお諮りの通り決定いたします。 次に議案第36号、農用地利用集積計画についてを議題とします。 事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第36号、農用地利用集積計画についてご説明いたします。 12ページをご覧ください。 今月の計画件数は、所有権移転1件、利用権1件、合計2件となっております。 申出人の住所、氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。 13ページです。 初めに所有権移転についてご説明いたします。 整理番号1番、田1筆、646平米の売買です。 価格は総額〇〇円です。 続きまして利用権についてご説明いたします。 14ページです。 整理番号1番、畑2筆、187平米の使用貸借で、農業者年金関連です。 以上計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、利用権設定等を受ける者が農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 ご審議方よろしく願いいたします。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>それでは議案第36号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>（質疑なし）</p> <p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第36号は原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>よってお諮りの通り決定いたします。</p> <p>議案第36号については、原案の通り決定した旨を市長に通知いたします。</p> <p>次に、議案第37号、農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第37号、農用地利用集積等促進計画について説明いたします。</p> <p>15ページをご覧ください。</p> <p>別冊の資料をご覧ください。</p> <p>今月の計画件数は23件です。</p> <p>申出人の住所、氏名、借地、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。</p> <p>それでは、資料の16ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番、畑1筆、74平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号2番、畑1筆、564平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号3番、畑1筆、352平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号4番、畑1筆、446平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号5番、畑1筆、119平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号6番、畑3筆、743平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号1番から6番までは、〇〇〇〇の契約のため内面積での</p>

契約になります。

整理番号7番、畑1筆、3, 698平米の賃貸借です。

吐師委員の掘り起こしです。

整理番号8番、畑1筆、5, 287平米の使用貸借です。

増田委員の掘り起こしです。

整理番号9番、畑3筆、4, 846平米の賃貸借です。

17ページをご覧ください。

整理番号10番、田1筆、畑1筆、計2筆、1, 665平米の使用貸借です。

整理番号11番、畑1筆、1, 510平米の賃貸借です。

整理番号12番、田1筆、1, 469平米の賃貸借です。

整理番号13番、畑1筆、964平米の賃貸借です。

整理番号14番、畑1筆、1, 260平米の賃貸借です。

整理番号15番、畑1筆、313平米の賃貸借です。

整理番号16番、畑1筆、1, 097平米の賃貸借です。

整理番号17番、畑3筆、2, 902平米の賃貸借です。

整理番号18番、17ページから18ページです。

田5筆、3, 866平米の賃貸借です。

整理番号19番、田2筆、3, 609平米の使用貸借です。

整理番号20番、田5筆、5, 798平米の賃貸借です。

整理番号21番、田1筆、3, 428平米の賃貸借です。

園田委員の掘り起こしです。

整理番号22番、畑1筆、3, 481平米の賃貸借です。

整理番号23番、畑2筆、3, 177平米の賃貸借です。

以上本計画において、賃借権の設定等を受ける者は賃借権の設定等を受けた後に農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、及び農作業に常時従事することなど何ら問題ないと考えます。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

議長（会長）	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。  それでは、議案第37号の審議に入ります。  各委員の質疑を求めます。</p>
杉元委員	<p>質疑はありませんか。  17ページですね。○番の一番上の田んぼで1,252平米。  それと○番の田んぼの1,469平米で作物が露地野菜となっ  ているんですが、これで間違いないですかね。確認です。</p>
事務局	<p>〇〇さんにおかれましては露地野菜を中心に耕作されている方  で、田んぼを使つての露地野菜を耕作されております。  以上です。</p>
議長（会長）	<p>他に質疑ありませんか。</p>
森永委員	<p>16ページの件なんですけれども、○番から○番の件で、借入期  間の年数と貸付期間の年数がどういうふうになってるのかなど。  （出し手と受け手の契約期間が）通常は10年で10年、5年で  5年の関係だと思いたすが。</p>
事務局	<p>出し手が農業振興公社に10年間貸されていて、受け手が1年2  か月というのは借り手の方で耕作者が変わつたため、通常借り  手については中間管理機構を通してない場合は（契約期間が）イ  コールなんですけど、中間管理機構を通してる場合は出してる方  が10年貸されて、耕作者が途中変われば契約年数が変わって  くるので（出し手の期間とは）イコールにはなっておりません。  今のおっしゃつた所は〇〇〇〇で、受け手が変わつたので契約期  間が短くなつてますが、所有者の方は10年間農業振興公社に貸  し出されてるので10年となっております。</p>
議長（会長）	<p>よろしいですか。</p>
森永委員	<p>○番で例えた場合に、〇〇〇〇さんが令和8年1月31日まで借  りるものと、要するに○番であれば令和8年6月30日まで貸付  期間があるということになっていて、終期がばらばらになってい</p>

<p>事務局</p>	<p>るけれども、どういうことですか。</p> <p>同じ方なんです、出し手の期間が違うことで少しずれが生じてる場合があります。途中でずれたところは最後に契約の終期を合わせるように契約をします。</p> <p>人によって（終期が）違うこともあります。</p> <p>追加で、この方については1年2か月と少し短いんですが、ご存じのとおり、〇〇さんが〇〇〇〇で就農されていて独立されるということで、〇〇の方にハウスを立てられました。少し時間がかかって育苗に間に合わないということで、また、育苗までを〇〇の〇〇〇〇を契約して借りるということで、また戻ってこられています。</p> <p>それが終わったら、また、いま立てられているハウスのある〇〇の方に行かれると思いますが、そのために1年2か月と短い期間になっております。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>森永委員</p>	<p>はい。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結いたします。</p> <p>それでは、議案第37号は原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって議案第37号は、お諮りの通り決定いたします。</p> <p>また、原案の通り宮崎県農業振興公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。</p> <p>次に、議案第38号、「農地法第5条の規定による許可申請について」、及び議案第39号、「非農地証明願いについて」を一括議題</p>

事務局	<p>とします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>議案の説明をする前に、先月の総会で杉元委員より質問がありました農地法第5条の〇〇の太陽光設置の地上権30年の賃借料についてですが、10アール当たり〇〇円、30年で〇〇円、月額で〇〇円となっております。</p> <p>参考までに、6月総会で許可された〇〇の太陽光パネル敷地の地上権30年につきましては、賃借料〇〇円で10アール当たり〇〇円となっております。</p> <p>以上報告します。</p> <p>引き続き、議案第38号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。</p> <p>20ページをお開きください。</p> <p>申請件数は1件です。</p> <p>申請人等の住所、氏名、立地基準については省略させていただきます。</p> <p>21ページです。</p> <p>整理番号1番、申請地は大字〇〇、田2筆、1,060平米を太陽光設備として申請するものです。</p> <p>権利関係は売買で、工事期間は令和7年1月20日から令和7年3月31日までとなっております。</p> <p>事業費につきましては、土地代が〇〇円、造成費が〇〇円、建設費が〇〇円、計〇〇円を自己資金にて対応されます。</p> <p>雨水については、地下浸透及び西側水路に処理されます。</p> <p>続きまして、議案第39号、非農地証明願いについてご説明します。</p> <p>21ページをお開きください。</p> <p>今月の許可申請件数は2件です。</p>
-----	--

<p>議長（会長）</p>	<p>申請人等の住所、氏名、立地基準については省略させていただきます。</p> <p>整理番号1番、申請地は大字〇〇、田、0.97平米です。</p> <p>申請理由は宅地です。</p> <p>整理番号2番、申請地は大字〇〇、田、1.56平米です。</p> <p>申請理由は宅地です。</p> <p>以上ご審議方よろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p>
<p>山下第1小委員会 委員長</p>	<p>議案第38号及び議案第39号においては、去る10月30日に、第1小委員会で審議がされておりますので、ここで第1小委員会委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、第1小委員会の報告を行います。</p> <p>会長から招集を受けまして、10月30日に、委員7名、事務局3名の計10名での出席の下第1小委員会を開催いたしました。</p> <p>今回の議案は、農地法5条申請1件、非農地証明願い2件、計3件でございます。</p> <p>初めに、議案第38号、農地法第5条申請、整理番号1番についてご説明をいたします。</p> <p>譲受人は、太陽光発電施設を建設したく、適地を探していたところ、譲渡人の所有する申請地の承諾を得たので申請されたものです。</p> <p>場所は、〇〇の〇〇〇〇のすぐ南側に位置します。</p> <p>申請地の状況は、北側は太陽光パネル、南側は遊休農地、東側は農道、西側は水路に接しています。</p> <p>申請地一帯は、都市計画区域の〇〇地域に指定されていますが、住宅や太陽光施設などが虫食い状態に設置されており、一部農地が残っておりますが、遊休農地化しています。</p> <p>〇〇〇〇の県道沿いでは一部の耕作されておりますが、その農地</p>

<p>議長（会長） 事務局</p>	<p>とは段差があり、水路で分断されております。</p> <p>周囲の農地への影響はないと判断し、その他特に問題は見当たりませんでした。</p> <p>次に、議案第39号、非農地証明願いについて説明いたします。</p> <p>非農地証明願い、整理番号1番は、申請地へは鍵かかっており入れないとのことで、また、面積が極めて小さいことから、写真及び事務局からの説明を受けて判断することといたしました。</p> <p>整理番号1番申し出地は、〇〇地区にあり、国道〇〇号沿い〇〇〇〇跡地内に位置します。</p> <p>このたび〇〇跡を売却されるにあたり、敷地内のわずかな面積の農地1筆が含まれていることが判明したということです。</p> <p>既に非農地化して長く、面積もわずかであり問題は見当たりませんでした。</p> <p>整理番号2番申し出地は、〇〇地区にあり、〇〇国道沿いの〇〇〇〇の道路真向いの〇〇〇〇敷地内に位置します。</p> <p>申請地の状況は、宅地南側端が隣接の農地との境界が約1mの高低差で接しており、その境界にはブロック塀が設置されており、以前の地籍調査時にわずかな面積の筆として残ってしまったものと思われ、現在は宅地の一部になっているようでした。</p> <p>これも特に問題は見当たりませんでした。</p> <p>以上、第1小委員会は、慎重審議しました結果、農地法5条申請1件、非農地証明願い2件、計3件については全会一致で許可相当または承認相当と判断いたしました。</p> <p>皆さまのご審議をお願いしまして、第1小委員会の報告を終わります。</p> <p>続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いいたします。</p> <p>判断根拠をご説明いたします。</p> <p>農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につ</p>
-----------------------	--

<p>議長（会長）</p>	<p>きましては申請書に基づき審査した結果問題ございませんでした。</p> <p>立地基準につきましても、小委員長報告にありました通り問題ないとのことでございます。</p> <p>また、非農地証明願いについて県が示す証明書交付手続要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。</p> <p>よりまして、今月の議案第38号から39号の計3件につきましては、転用許可基準及び非農地判断基準をすべて満たしていると判断します。</p> <p>以上でございます。</p> <p>第1小委員会委員長の報告及び事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより議案第38号及び議案第39号の審議に入ります。</p> <p>議案第38号及び議案第39号について一括して、各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結いたします。</p> <p>議案第38号及び議案第39号に対する第1小委員会の判断は、許可相当及び非農地として承認相当であります。</p> <p>また、事務局の判断も許可相当または非農地として承認相当であります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第38号及び議案第39号は原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、議案第38号及び議案第39号は原案の通り決定いたし</p>

ます。

また、議案第38号については許可相当として知事に意見書を送付いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

午前9時50分終了